

第6回教育委員会定例会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称		教育委員会定例会
事務局（担当課）		教育総務部教育総務課
開催日時		平成19年6月12日 午後2時00分
開催場所		教育委員会室
出席者	委員	三神 和子（委員長）、松木 正一（委員長職務代理者）、 月岡 透、中島 章皓、日高 芳一（教育長）
	その他	教育総務部長、中央図書館長、教育総務課長、学校運営課長、 教育改革担当課長、教育指導課長、統括指導主事
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否		公開 傍聴人数 0人
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> 1. 第24号議案 豊島区文化財保護審議会への諮問（文化財の登録）について 2. 第25号議案 豊島区文化財保護審議会への諮問（国登録文化財の推薦）について 3. 報告事項 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について 4. 報告事項 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について 5. 報告事項 平成19年度予算の概要について 6. 報告事項 平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果について 7. 報告事項 職員の職の分化に関する考え方について 8. 報告事項 主幹の任用、配置等の見直しについて 9. 報告事項 校長の職務代理について 10. 報告事項 区役所本庁舎漏電検査による停電に伴う図書館の休館について

審議経過

委員長)

第6回教育委員会定例会を開きます。本日の署名は松木委員と月岡委員にお願いいたします。本日は、報告事項第8号から先に始めます。

(1) 報告事項第8号 区役所本庁舎漏電検査による停電に伴う図書館の休館について

<中央図書館長 資料説明>

委員長)

ご質問ご意見ありますでしょうか。よろしいですか。

(委員全員 報告事項了承)

(2) 第24号議案 豊島区文化財保護審議会への諮問(文化財の登録)について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問ご意見をお願いします。よろしいでしょうか。

(委員全員 異議なし)

(3) 第25号議案 豊島区文化財保護審議会への諮問(国登録文化財の推薦)について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご意見いかがでしょうか。

委員)

登録をする際は修理を行うのですか。

教育総務課長)

外見は残しますが、利用の仕方に合うような内部の改修を検討しています。

委員)

改修してから登録するのですか、それとも現状で登録した後に改修するのですか。

教育総務課長)

本件については、登録が前提ではありません。登録をすると優遇措置が適用されまして、保存活用するために必要な設計管理費の2分の1が国から補助されますが、国指定の業者を使う等の条件もあり、今回は区の予算で改修工事を行うことが決まっています。工事と並行して登録を進めていきたいと考えています。

委員)

現地は更地になっていますが、豊島区の敷地ですか。保存するとなると環境整備するのですか。

教育総務課長)

豊島区の所有物です。住環境整備課が所管となり、防災機能を備えた公園としての利用を検討しています。地域の方々を中心として、歴史が継承できるよう地域性を取り入れた形で蔵を活用していく予定です。

委員)

昔からこの周辺は桜や植木が親しまれていますので、それらを見せるような広場にするのはどうでしょうか。

教育総務課長)

住環境整備課長にご意見を伝えます。

委員長)

以上でよろしいでしょうか。

(委員全員 異議なし)

(4) 報告事項第1号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について

(5) 報告事項第2号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

何かご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

(委員全員 報告事項了承)

(6) 報告事項第3号 平成19年度予算の概要について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご意見がありましたら、お願いします。

委員)

教育に力を入れた自治体は、区民が増えているという新聞記事を読みました。教育に力を入れればそういう効果もあるということを考えてみた方がよいのではと思います。子どもの能力を伸ばすという教育政策が必要であり、一方で、なんらかの理由で授業に遅れた子ども達に対する救済策も大事です。今年とはしまアカデミーが予定されていますが、通年の授業にも取り入れてほしいと思います。

委員)

港区では学校で起きたトラブルに対処するための弁護士を雇うそうですが、豊島区ではそのような制度はありますか。

教育総務部長)

当区では行っていません。特別区人事・厚生事務組合の法務部と連携し、後は個別対応になります。

委員)

基本は教育現場で解決していくのが筋であり、弁護士が介入することで問題がこじれる

可能性もありますから、難しい問題です。

委員)

部活動指導員の人数が年度当初41名、予算が約600万円となると、一校平均5人で年間一人15万円程になりますが、週2回2時間務めたと計算しても時給単価が少ないように思います。

教育総務課長)

有償ボランティアとして関わってもらっているのが現状です。

委員)

区としてきちんと予算付けして、指導員として起用する方がよいと思います。

教育総務課長)

所管としては必要な人数が確保できるように、配置していくつもりです。来年度に向けて実状を把握し、事業予算が1千万円程度の規模になるよう、増額要求を考えていきたいと思えます。

委員長)

教育費の中には、施設費も含まれているのですか。一人の子どもにどの位の金額をかけているのか、23区の中での順位を知りたいところです。

教育総務部長)

先ほど説明した23区の順位は金額ではなく、区予算に占める教育費の割合の数字です。児童・生徒一人当たりの予算額は、調べて取りまとめたいと思えます。

委員)

もともと日本は、先進国30国の中でも教育費が最低に近い順位だと聞いています。更にまた、豊島区の教育費の順位が23区中一番低いとなると、相当に少ない額ということですね。

委員)

校舎の建替えが難しいという話がよく出ますが、敗戦直後の苦しい時代でも保護者と協力して学校をどんどん作っていったわけですね。財政の大変さでは比べものにならない当時でもやってきたのですから、もう少し教育の現状にお金をかけてもらいたいと強く思えます。

委員長)

他によろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(7) 報告事項第4号 平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

私から質問ですが、いじめの状況について「一部解消」や「継続指導」とありますが、

担任や校長先生が指導しても直らないということですか。

教育指導課長)

「一部解消」とは、いじめる側はいじめ行為をやめたけれども、いじめられた側の精神的苦痛は続いており、配慮が必要であるということです。「継続指導」というのは、何度か指導はしているものの完全にいじめが終わったわけではなく今後も気をつけて見ていかなければならないケースです。

委員長)

いじめる相手がいないと気が治まらないという子どもに対しては、どう指導しているのですか。

教育指導課長)

今年からチーム・アウルを派遣し、いじめが継続している場合には観察し、両者の行動面と心理面に着目した指導を担当や学校と協力しながら行っています。いじめる側の問題についても寄り添って解決していく方策をとっています。様々な背景があることを踏まえて、じっくりと改善していきたいと考えています。

委員長)

いじめは一瞬のうちに危険な緊張度に達すると思いますので、その一瞬を逃さないようにしていただきたいと思います。

委員)

チーム・アウルは登下校時の行動を監視しているのですか。

教育指導課長)

登下校の行動自体を監視することはできません。いじめを受けている子どもに対して丁寧な聞き取りを行いながら、登下校時にいじめが起こらないよう学校側に指導することがチーム・アウルの役割です。

委員長)

そうすると、いじめられた側の申告に頼るということになりますね。難しい問題です。

教育長)

この問題行動の数値を学校全体が真摯に受け止め、どのように歯止めを掛けるかを課題としていかなければなりません。また、いじめをこれだけ発見できたのは、いじめはどこにでも起こりえるという意識を共有できたという点で、逆に良かったと思います。学校は主体的に受け止め、根絶を目指してじっくり対応してほしいと思います。

委員長)

以上でよろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(8) 報告事項第5号 職員の職の分化に関する考え方について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご意見ご質問をお願いします。

委員)

困難校の校長を統括校長とするのであれば、他の学校に異動した後は統括校長ではなくなるのですか。

教育指導課長)

統括校長は、学校に付くのではなく人に付くものですので、統括校長は課題のある学校を重点的に異動することになります。

委員)

主任教諭も同様ですか。

教育指導課長)

職として、一度主任教諭となった者は基本的に主任教諭として異動することになります。主幹以外の40代・50代で頑張っている先生に、きちんとした職責を持たせ、給与にも反映させるという意図があります。

委員)

教員は、本質的には子どものために頑張るのであり、細分化や差別化を図れば力を発揮するというものではないと思います。

委員長)

分化後の命令系統はどうなるでしょうか。また、例えば主任教諭を飛び越えて主幹になれるのですか。

教育指導課長)

細かな規定・要綱等はこれから示されると思いますが、指示命令系統や指導育成の点に関しては、主任教諭が教諭に責任をもって指導・助言をするという役割が明確になると思います。これまで約85%が同一職のため横並び意識がありましたが、その意識を変えていくねらいがあります。

委員長)

校長と統括校長も同等ですか。それとも上下があるのですか。

教育指導課長)

どちらも学校の最高責任者として公務を司る点では同じです。ただ、統括校長は校長の相談役として学校運営上の助言を行う役割が求められると思います。

委員長)

個性ある学校にする一方で、画一的な学校になろうとしている気がします。難しい問題です。

委員)

昇任・昇格の体系をはっきりさせてほしいと思います。また、ここで定義されているような改善・改革が必要な学校とは、実際に豊島区にあるのですか。

教育指導課長)

都では10～15%程度の校長を統括校長にする考えがあると聞いています。豊島区で

は学級規模や特別支援学級の数、取り組むべき新たな課題等を踏まえ、検討していくことになると思います。

委員)

行政職を下敷きにして、同じような組織を教員の中にも入れようと単純に考えているように思えてなりません。先生としての能力が高い人が必ずしも管理職に適しているわけではないですから、他の先生を指導する専門職という形でその能力を評価する体制づくりは大切ですが、学校組織にも階層を作れば良いという発想では、うまく機能しないのではないかと思います。民間企業でも組織のフラット化が主流になっており、逆行するような気がします。豊島区だけで抵抗するのは難しいと思いますが、区市町村から都の教育委員会に意見を言ってもよいのではないのでしょうか。

教育総務部長)

制度をいじるだけでなく教員数や全体について更に考えていく必要はありますが、区の立場で意見を述べるのは難しいかと思います。

委員)

主幹になった先生達はある程度自覚ができて頑張っている現実はありますが、今以上に職を増やすのはいかがなものかと思います。やる気がある人に対しては昇給で評価すればよいのではないのでしょうか。

委員長)

主幹の話が出ましたので、続けて報告事項第6号の説明をお願いします。

(9) 報告事項第6号 主幹の任用、配置等の見直しについて

<教育指導課長 資料説明>

委員)

主任教諭については給料表上の新しい級が作られるのですか。

教育指導課長)

詳しくは、まだ都から示されていません。

委員)

主幹以外の主任は、現在、主任手当がついていますか。

教育長)

法令上の必置主任は確実に手当を付けなければなりません。法令で義務づけられていない主任は、手当がつく場合とつかない場合があります。例えば学年主任でも2学級以下の学年については、手当はつきません。

委員)

職務と階層、給与体系との関係はよく整理してもらいたいと思います。

教育長)

分化することのメリットについては、教員の職のあり方検討委員会でも様々な意見が出ましたが、ひとつには、一生懸命頑張っている人とそうでない人とが同等の処遇ではおか

しいという考えがあり、他に、主幹や管理職の育成に関して準備体制が整い、職層に基づいた人間づくりがきちんとできるのではないかという考えがあります。都はこの方向性で進めていきますので、意見や疑問をどんどん出していただきながら、ご協力いただきたいと思います。

委員長)

以上でよろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項第5・6号了承)

(10) 報告事項第7号 校長の職務代理について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問ありますか。よろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(11) その他

麻しんの発生状況について

区立小中学校運動会報告

(午後5時10分 閉会)